

令和6年11月市議会 建設水道委員会資料

第134号議案 長崎市都市公園条例及び長崎市準用河川占用料徴収条例 の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正概要	2
2 改正内容	2～4
3 施行期日	4
4 改正後の見込額	5
5 新旧対照表	6～10
【参考】他中核市の状況	11～12

土 木 部
令和6年11月

1 改正概要

(1) 改正する条例

長崎市都市公園条例

長崎市準用河川占用料徴収条例

(2) 改正理由

長崎市における固定資産税の評価替えが令和6年度に行われ、固定資産税評価額が見直されたことから、受益者負担の適正化を図るため、都市公園を占用する場合の使用料及び準用河川占用料(以下「占用料等」という。)の額を改正するもの。

2 改正内容

占用料等は財産使用の対価であり、利用形態が土地の賃貸借と類似しているため、土地の賃料相当額を占用料等として徴収するため、国における道路占用料の算出と同様に、以下の算定により得られた額を占用料等の額とするもの。

【占用料等の算定式】

$$\text{占用料等の額(円/年)} = \text{道路価格(円/㎡)} \times \text{使用料率(％/年)} \times \text{占用面積(㎡)} (\times \text{修正率(％)})$$

要素		説 明	改正に使用する額等
道路 価格	平均地目	全ての地目(宅地、田畑、山林)の固定資産税評価額 を用途別構成割合で加重平均した額	26,545円/㎡
	商業地目	商業地区のみの固定資産税評価額	137,303円/㎡
使用料率		地価に対する賃料の割合に相当する率	平均地目:4.41%/年 商業地目:3.56%/年
修正率		道路空間の一部(上空・地下)のみを使用する物件等 について、占用料を減額するための調整率	地下:3/10 上空(建築物):7/10 上空(建築物以外):5/10

※道路価格については、占用物件の用途に応じて平均地目と商業地目を使用している。

・電柱、電線、ガス管等全国各地に広範に設置されるものについては、平均地目を使用している。

・足場、看板等商業活動が活発な地域に専ら設置されるものについては、商業地目を使用している。

【主な占用物件ごとの算定】

主な占用物件の占用料等の額の算定は次のとおり。

例1:電柱(1本)(第2種)

$$26,545\text{円}/\text{㎡} \times 4.41\% / \text{年} \times 0.86\text{㎡} = 1,006\text{円} / \text{本} \cdot \text{年}$$

例2:電線(1m)

$$26,545\text{円}/\text{㎡} \times 4.41\% / \text{年} \times 0.01\text{㎡} \times 5/10(\text{上空}) = 5\text{円} / \text{m} \cdot \text{年}$$

例3:足場(1㎡)

$$137,303\text{円}/\text{㎡} \times 3.56\% / \text{年} \times 1/10(\text{※}) = 488\text{円} / \text{㎡} \cdot \text{月}$$

※月額物件については、国の道路占用料の算定方法と同様に1/10を乗じる。

【改正に伴う主な占用物件の占用料等】

占用物件		道路価格 (円/㎡)	使用料率 (%)	占用面積	修正率	占用料	差額 (改定率)
電柱(1本) (第2種)	改正前	23,051	4.64	0.86㎡		919円/年	87円 (109%)
	改正後	26,545	4.41			1,006円/年	
ガス管(1m) (φ0.2～φ0.3)	改正前	23,051	4.64	0.3㎡	3/10	96円/年	9円 (109%)
	改正後	26,545	4.41			105円/年	
電線(1m)	改正前	23,051	4.64	0.01㎡	5/10	5円/年	改定なし
	改正後	26,545	4.41			5円/年	
足場(1㎡)	改正前	128,616	3.86			496円/月	▲8円 (98%)
	改正後	137,303	3.56			488円/月	
看板(1㎡)	改正前	128,616	3.86			4,964円/年	▲77円 (98%)
	改正後	137,303	3.56			4,887円/年	

3 施行期日

令和7年4月1日

4 改正後の見込額

占用料等	令和6年度 (見込額) ①	令和7年度 (見込額) ②	差額 (②－①)	割合 (②/①)
都市公園を占用する場合の使用料	27,484,040円	27,391,770円	▲92,270円	99%
準用河川占用料	481,812円	486,962円	5,150円	101%

(1)長崎市都市公園条例(昭和34年7月22日条例第27号)

改正後				改正前			
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）			
1 〔略〕				1 〔略〕			
2 都市公園を占用する場合の使用料				2 都市公園を占用する場合の使用料			
占用物件の種類		単位	金額	占用物件の種類		単位	金額
電柱、電線、変圧塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 655	電柱、電線、変圧塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598
	第2種電柱		1,006		第2種電柱		919
	第3種電柱		1,357		第3種電柱		1,240
	第1種電話柱		585		第1種電話柱		534
	第2種電話柱		936		第2種電話柱		855
	第3種電話柱		1,287		第3種電話柱		1,176
	その他の柱類		58		その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3		地下に設ける電線その他の線類		3
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	573		地上に設ける変圧器	1個につき1年	524

改正後				改正前			
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>351</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	320
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	<u>1,170</u>		変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,069
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,170</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,069
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>24</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>35</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>52</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>70</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>105</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		96
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>140</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		128

改正後				改正前			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>245</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		224
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>351</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320
	外径が1メートル以上のもの		<u>702</u>		外径が1メートル以上のもの		641
公衆電話所		1個につき1年	<u>1,170</u>	公衆電話所		1個につき1年	1,069
郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>491</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱			449
標識		1本につき1年	<u>936</u>	標識		1本につき1年	855
工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び工事用材料置場		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>488</u>	工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び工事用材料置場		占有面積1平方メートルにつき1月	496
その他の占有物件			140	その他の占有物件			140
備考〔略〕				備考〔略〕			

(2)長崎市準用河川占用料徴収条例(平成12年3月24日条例第9号)

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
電柱、電線その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 655	電柱、電線その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598
	第2種電柱		1,006		第2種電柱		919
	第3種電柱		1,357		第3種電柱		1,240
	第1種電話柱		585		第1種電話柱		534
	第2種電話柱		936		第2種電話柱		855
	第3種電話柱		1,287		第3種電話柱		1,176
	その他の柱類		58		その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
水道、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24	水道、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		52		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48

改正後				改正前			
	外 径 が 0.15 メートル以上 0.2メートル未 満のもの		<u>70</u>		外 径 が 0.15 メートル以上 0.2メートル未 満のもの		64
	外径が0.2メー トル 以 上 0.3 メートル未満の もの		<u>105</u>		外径が0.2メー トル 以 上 0.3 メートル未満の もの		96
	外径が0.3メー トル 以 上 0.4 メートル未満の もの		<u>140</u>		外径が0.3メー トル 以 上 0.4 メートル未満の もの		128
	外径が0.4メー トル 以 上 0.7 メートル未満の もの		<u>245</u>		外径が0.4メー トル 以 上 0.7 メートル未満の もの		224
	外径が0.7メー トル以上1メー トル未満のもの		<u>351</u>		外径が0.7メー トル以上1メー トル未満のもの		320
	外径が1メートル 以上のもの		<u>702</u>		外径が1メートル 以上のもの		641
橋りよう		占用面積1平 方メートルに つき1年	55	橋りよう		占用面積1平 方メートルに つき1年	55
足場その他の工事用施設		占用面積1平 方メートルに つき1月	<u>488</u>	足場その他の工事用施設		占用面積1平 方メートルに つき1月	496
その他の物件		占用面積1平 方メートル又 は長さ1メー トルにつき1 年	150	その他の物件		占用面積1平 方メートル又 は長さ1メー トルにつき1 年	150
備考 〔略〕				備考 〔略〕			

1 都市公園を占有する場合の使用料

対象自治体：同規模人口の中核市15市

第1種電柱(本／年)		
	市名	占用料
1	尼崎市	4,644円
2	西宮市	4,644円
3	豊中市	4,080円
4	東大阪市	2,500円
5	岐阜市	1,800円
6	高松市	1,500円
7	倉敷市	1,500円
8	柏市	1,431円
9	福山市	1,200円
10	大分市	1,140円
11	富山市	1,000円
12	金沢市	1,000円
13	豊田市	890円
14	宮崎市	690円
15	長崎市	655円

資材置場(m ² ／月)		
	市名	占用料
1	豊中市	1,300円
2	柏市	551円
3	大分市	540円
4	尼崎市	536円
5	西宮市	536円
6	長崎市	488円
7	富山市	440円
8	金沢市	440円
9	東大阪市	370円
10	岐阜市	370円
11	豊田市	250円
12	宮崎市	220円
13	倉敷市	180円
14	福山市	6円以下／日
15	高松市	その都度市長が定める額

2 準用河川占用料

対象自治体：同規模人口の中核市15市

第1種電柱(本／年)		
	市名	占用料
1	東大阪市	2,500円
2	柏市	1,330円
3	高松市	1,000円
4	岐阜市	900円
5	豊田市	890円
6	大分市	890円
7	富山市	710円
8	長崎市	655円
9	福山市	650円
10	倉敷市	570円
11	金沢市	550円
12	宮崎市	214円
13	尼崎市	該当なし
14	西宮市	該当なし
15	豊中市	該当なし